

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

一 生活困窮者自立支援制度について

(一) 今回の法改正で、事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において生活困窮者を把握した場合には、事業の利用勧奨を行うことが努力義務化されたが、区の考えは。

(二) 任意事業の就労準備支援事業、家計改善支援事業実施が努力義務化されたが、区の考えは。

(四) 就労準備支援事業と家計改善支援事業を効果的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率が引き上げられるが、区の考えは。

土屋 さとし	公明	個人	十一
--------	----	----	----

一 (一) (二) (四)

はじめに、生活困窮者自立支援制度に関する質問にお答えします。

まず、庁内関係課で生活困窮者を把握した場合は、生活困窮者自立支援事業の利用勧奨を行うことが努力義務化されたことについてです。

区では、関係課で把握した生活困窮者を、生活困窮者自立支援法に基づき開設している

「北区くらしとしごと相談センター」に
確実につなぐとともに、
同センターの相談で把握した、個々の課題の解決に
適切な事業の紹介を行っており、
今後も適切な支援を行ってまいります。

次に、就労準備支援事業および家計改善支援事業の実施が努力義務化されたことについてです。

(後頁へ続く)

土屋 さとし

公明

個人

十一

(前頁から続く)

区では、既に、就労準備支援事業および

家計相談支援事業を実施しており、

生活困窮者の自立相談支援機関における相談の

「出口」のツールとして、積極的に活用しています。

なお、法改正により、就労準備支援事業と、

家計相談支援事業から名称変更された

家計改善支援事業、自立相談支援事業の

三事業の一体的実施の促進の観点から、

就労準備支援事業と家計改善支援事業を

効果的かつ効率的に実施する場合に、

インセンティブとして、家計改善支援事業の

国庫補助率が引き上げられることとなりました。

具体的な要件については別途政令において

示されることとなっておりますので、

今後、適切に対応してまいります。

土屋 さとし	公明	個人	十一
--------	----	----	----

(質問の事項及び要旨)

一 生活困窮者自立支援制度について

(三) 農家の野菜収穫作業で効果を出している酒田市の連携の可能性について、区の考えは。

(五) 困窮している人ほどSOSを発するのが難しい。待ちの姿勢ではなく、早期の把握が必要だが、区の考えは。

(六) 生活困窮者の早期把握や地域のネットワーク構築、働く場、参加する場づくりについて、区の考えは。

(七) 自立相談支援機関で把握した生活困窮者のうち、自殺の危険性が高い人については、自殺予防の窓口と連携し、早期に適切な支援を行うことが必要であるが、区の考えは。

土屋 さとし

公 明

個 人

十 一

一 (三) (五) (六) (七)

次に、生活困窮者自立支援制度に関する質問のうち、酒田市との連携の可能性についてお答えします。

区では、就労準備支援事業の中で実施している

日常生活自立支援プログラムにおいて、

関東近郊の農園で、生活困窮者による

農業体験を行っておりますので、

この事業の成果や課題を検証し、

酒田市との連携の可能性を研究してまいります。

次に、生活困窮者の早期把握の必要性と、

地域のネットワーク構築、

また、働く場、参加する場づくりについてです。

「北区くらしとごと相談センター」では、

これまでも福祉事務所、高齢者あんしんセンター、
社会福祉協議会、ハローワーク、民生委員等と

(後頁へ続く)

土屋 さとし

公 明

個 人

十 一

(前頁から続く)

連携することで、地域のネットワークを強化し、生活困窮者の早期把握に努めてまいりました。

また、生活困窮者の働く場や参加する場づくりでは、ハローワークなどと連携し、一般就労が難しい方の受け入れ先となる中間的就労の実施事業所を開拓してまいりました。

今後も、これまでの取り組みを強化していくとともに、不足している連携先があれば適宜それを補っていくことなどにより、生活困窮者支援にしっかりと取り組んでまいります。

次に、生活困窮者自立相談支援機関と自殺対策窓口との連携についてです。

「北区くらしとしごと相談センター」で、自殺の危険性の高い方を把握した場合には、

(後頁へ続く)

土屋 さとし

公 明

個 人

十一

(前頁から続く)

早期に健康支援センターや医療機関につなぐとともに、生活困窮者自立支援事業のプランを策定する場合には、その後に実施すべき健康支援センター等との連携内容や期間、頻度などをプランの内容に盛り込んでおります。

また、健康支援センターにおける相談者が生活困窮者である場合は、「北区くらしとしごと相談センター」に確実につなぐよう、自殺対策連絡会等で情報共有なども図りつつ、今後も、関係機関が連携して、適切に支援してまいります。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

二 データヘルス計画について

(一) 特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上について

【要旨】

保険者機能の責任から、平成二十九年度実績から保険者別の受診率・実施率が公表される。区の対策を尋ねる。

土屋 さとし	公 明	個 人	十 一
--------	-----	-----	-----

二(一)

次に、国民健康保険データヘルス計画に関連するご質問に順次お答えします。

ご指摘のとおり、平成二十九年度、北区の特定健診の受診率および特定保健指導の実施率は、国が策定した「特定健康診査等基本方針」で目標とされた受診率・実施率に及びませんでした。生活習慣病の発症予防と重症化を防ぐことは、国民健康保険の医療費適正化に資する面もありますので、今後一層、特定健診・特定保健指導の広報や被保険者の方への周知を図り、受診率・実施率の向上に努めてまいります。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

二 データヘルス計画について

(二) 特定保健指導実施率向上について

【要旨】

特定保健指導は創意工夫や運用の改善を

図りやすいよう、ルールが緩和された。

江戸川区では、特定健診の時に速報値で

初回特定保健指導を行うことで

特定保健指導実施率の向上を図っている。

区の考えを問う。

土屋 さとし	公 明	個 人	十 一
--------	-----	-----	-----

二(二)

次に、特定健診・特定保健指導の
創意工夫についてです。

厚生労働省が平成三十年三月に

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた
手引き」を改訂し、

行動計画の実績評価期間や

二年連続で特定保健指導に該当したかたの
特定保健指導要件などが弾力化されました。

北区におきましては、

今回の弾力化の趣旨を踏まえ、

改訂が受診率・実施率の向上に結びつくよう、
努めてまいります。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

二 データヘルス計画について

(三) 糖尿病性腎症重症化予防について

【要旨】

呉市や埼玉県は

糖尿病性腎症重症化予防プログラムに取り組んでおり、江戸川区では、

高血糖・高血圧の受診勧奨・服薬管理支援に取り組んでいる。

区の実施方向性を問う。

土屋 さとし

公明

個人

十一

二(三)

次に、

糖尿病性腎症の重症化予防についてです。

糖尿病は放置すると網膜症、腎症、神経障害などの合併症を併発し、透析に至ると、

経済的負担も大きいことから、

国は「健康日本二十一」において、

糖尿病性腎症による

新規透析導入患者の減少を掲げています。

東京都も糖尿病性腎症の

重症化予防プログラムを策定し、

区市町村の国保が、地域の医師会と連携して

糖尿病性腎症の重症化予防を推進しています。

北区国保におきましても、

大きな課題であると認識し、

北区医師会との具体的な連携・協議を

始めているところです。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

二 データヘルス計画について

(四) 虚弱・フレイルの(運動、口腔、栄養)の介護
 予防と生活習慣病の疾病・重症化予防の一体的実施に
 ついて

【要旨】

高齢者の有病率は高く、早期発見、早期対応と併に
 重症化予防が、また、生活機能も急速に低下し、フレ
 イル対策も課題となっている。介護予防と生活習慣病
 の疾病・重症化予防の一体的実施について、区の見解
 を問う。

土屋 さとし

公 明

個 人

十一

二(四)

次に、虚弱・フレイルの介護予防と

生活習慣病・重度化予防の一体的実施についてです。

フレイル対策の重要な取り組みは、

新型栄養失調・口腔ケアなどの栄養、

筋力アップをはかる運動、仲間づくりなどの

社会参加があげられます。

これらを円滑に実施していくためには、

若いうちからの生活習慣病予防や、

たとえ、生活習慣病になっても、重度化しないよう、

コントロールすることが重要です。

区では、「ふらっとほーむ」を拠点とした、

一般介護予防事業や、ふれあい食事会などの、

元気高齢者施策において、

北区データヘルス計画からの、生活習慣病の特徴や、

地域特性を踏まえた講座や教室を、

(後頁へ続く)

土屋 さとし	公 明	個 人	十 一
--------	-----	-----	-----

(前頁から続く)

介護予防と、生活習慣病・重症化予防の一体的な
取り組みとして実施してまいりました。

また、最近の研究で、口腔ケアの重要性が
取り上げられていることから、

歯科医師をはじめとする専門職の皆様とも
情報交換をしながら、今後とも推進してまいります。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

二 データヘルス計画について

(五) 高齢者の食の支援について

【要旨】

薬で治し寿命延伸の時代から食を支援し健康寿命延伸の時代へ変わります。健康寿命の延伸と高齢者の食の支援に管理栄養士の活用についてお聞きします。

加齢フレイルは食生活機能の低下が始まり認知機能低下を引き起こします。早期に発見できれば予防の可能性は高くなります。

三重県津市や愛知県大府市のように栄養士が国保レセプトで栄養パトロールができないか区の考えを。

土屋 さとし

公 明

個 人

十 一

二(五)

次に、

高齢者の食の支援についてです。

北区における高齢者の食の支援については、

平成二十九年度、管理栄養士等が出向いて

筋力アップ体操教室で出前栄養講座を実施しました。

今年度は高齢者あんしんセンターで

高齢者の食生活の支援を行う予定です。

ご提案をいただいた栄養パトロールにつきましては、

平成三十年四月に厚生労働省が

都道府県後期高齢者広域連合にむけ発出した

「高齢者の低栄養防止・重症化予防事業の実施につい

て」の通知の趣旨を踏まえ、研究してまいります。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

二 データヘルス計画について

(六) 保険者努力支援について

【要旨】

各区市町村国保の取り組みを評価する

保険者努力支援が創設された。

重症化予防が百点、

個人へのインセンティブ提供が七十点、

特定健診受診率・特定保健指導実施率が五十点等、

配点に応じて五百億円が按分される。

区の取り組みを問う。

土屋 さとし

公 明

個 人

十 一

二(六)

次に、

保険者努力支援制度に対する

区の取り組みについてお答えします。

保険者努力支援制度は、

データヘルス計画の策定や保険料の収納率向上、

後発医薬品の使用割合、

特定健診の受診率向上、

特定保健指導の実施率向上、

糖尿病性腎症の重症化予防など

適正かつ健全な医療保険運営のために

保険者が行う施策を加点方式で評価し、

交付金を配分する制度であり、

評価対象は広範にわたっています。

【後頁へ続く】

土屋 さとし

公 明

個 人

十 一

【前頁より続く】

北区国保としては、

保険者努力支援制度の目的は、

交付金受領による財政的効果のみならず、

公的医療保険制度の健全性を

高めるものであるため、

他自治体での取り組みも参考に

努力してまいります。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

三 地域包括ケアシステムと診療報酬・介護報酬
改定について

(一) 介護保険の三割負担の該当者数と居宅
サービスの利用者負担額の事前周知方法に
ついて

【要旨】

介護保険は、今年八月から、現在二割負担の一部に
三割負担が導入される。

区の該当者数と、居宅サービスの利用者負担額の
事前周知方法を問う。

土屋 さとし

公明

個人

十一

三(一)

次に、地域包括ケアシステムと

診療報酬・介護報酬改定についてのご質問のうち、

介護保険の三割負担の該当者数と

居宅サービスの利用者負担額の事前周知方法について
お答えいたします。

現在、要介護・要支援認定者のうち、

一割負担の方は約一万六千人、

二割負担の方は約二千六百人おり、このうち、

三割負担となる方は約九百人と見込んでいます。

周知方法については、当該認定者に対し、

負担割合判定の考え方などを記載した

リーフレットとともに、

新しい利用者負担割合を記載した

「介護保険負担割合証」を送付いたします。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

三 地域包括ケアシステムと診療報酬・介護報酬改定
について

(二) 高齢者医療三割負担について

【要旨】

高齢医療では夫婦世帯で五百二十万円以上の方が
三割負担とのこと。

北区における該当者数と周知方法を尋ねる。

土屋 さとし	公 明	個 人	十 一
--------	-----	-----	-----

三(二)

次に、

後期高齢者医療制度における

一部負担金の割合と周知方法についてです。

北区の後期高齢者医療制度におきましては

平成二十九年度末で

四千三百二十六人の方の

一部負担金の割合が三割となっております。

周知については、

被保険者証の一部負担の割合欄に

三割と記載されるほか、

全ての被保険者に対し、

一部負担金の割合算定の仕組みについて、

被保険者証に同封の冊子や

新聞折り込みのチラシなどにより

周知を図っているところです。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

三 地域包括ケアシステムと診療報酬・介護報酬改定について

(三) 介護医療連携共通シートの普及啓発について

【要旨】

今回の診療報酬と介護報酬の同時改定は、医療と介護の各計画の整合性を図ることが第一の柱である。

このため、今回の改定では入退院時の医療と介護の連携に関する報酬加算が手厚くなっている。

そこで、介護と医療の関係機関が互いに必要な情報を円滑に共有できる介護医療連携共通シートの普及啓発を今こそ図るべきと考えるが、区の見解を問う。

※介護医療連携共通シート（以下「共通シート」という。）導入経過

平成二十五年度・・・共通シートマニュアル（第一版）完成

平成二十八年年度・・・共通シートマニュアル（第二版）改定

平成二十九年度・・・国が統一様式を作成

平成三十年度・・・在宅療養推進会議の連携事業評価部会において

様式の見直しを検討

土屋 さとし

公 明

個 人

十 一

三(三)

次に、介護医療連携共通シートの普及啓発についてです。

介護医療連携共通シートは、

在宅療養者の身体や食事などの状況を

介護と医療の関係機関において

円滑かつ効率的に情報共有するものですが、

医療機関への普及啓発を図ることが

課題となっています。

今回の診療報酬と介護報酬の改定では、

国の統一様式が示されており、

介護と医療の関係機関の代表者で構成する

今年度の在宅療養推進会議において、

シートの活用を図るための方策や、

関係機関への周知の方法について

検討してまいります。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

三 地域包括ケアシステムと診療報酬・介護報酬改定
について

(四) 特養・老健・介護医療院の役割分担と、
介護医療院のあり方について

【要旨】

長期療養のための医療と、日常生活上の介護を
提供する介護医療院が創設され、施設は三種類と
なった。介護医療院のあり方を問う。

土屋 さとし

公明

個人

十一

三(四)

次に、特養・老健・介護医療院の役割分担と
介護医療院のあり方についてです。

介護老人福祉施設は、
自宅では介護ができない方の
住まいとしての役割を、

介護老人保健施設は、病院を退院したのちの
在宅復帰を目指すためのリハビリ施設としての
役割を担っています。

今回、新たに設置された介護医療院は、
医療と日常生活上の介護を一体的に行う施設であり、
慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が
増加していく中では、
医療の必要な要介護高齢者の
長期療養と生活の場としての
施設であると認識しています。

(後頁へ続く)

土屋 さとし

公明

個人

十一

(前頁から続く)

第七期介護保険事業計画においては、
介護療養型医療施設からの転換を基本に
整備計画を策定していますが、
今後、医療法人等の誘致など、
介護医療院の整備について検討してまいります。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

三 地域包括ケアシステムと診療報酬・介護報酬改定について

(五) 在宅医療を取り巻く状況、体制構築について

【要旨】

愛媛大学病院総合診療サポートセンターでは、日常生活に戻すためのチーム医療を実践している。多職種連携はその手段として、医療経営の目標を「その人らしい生活に戻す」とし、また、「無駄な医療を見直す」としている。

医療介護は元気なお年寄りを増やしていない。元気高齢者とは、医療や介護を受けながらも就労したり、自分らしく生きて社会貢献できる人である。

そこで、北区の在宅医療を取り巻く状況、体制構築について、区の見解を問う。

土屋 さとし

公 明

個 人

十 一

三(五)

次に、在宅医療を取り巻く状況、体制構築についてです。

今年三月に策定した

北区地域包括ケア推進計画では、

高齢者が住み慣れた地域で

安心して暮らし続けるために、

医療と介護の関係者による多職種連携を

重点的な取り組みとしています。

医師、看護師、MSW(えむ・えす・だぶりゅー)

などを交えた多職種連携の研修会や、

各圏域での顔の見える連携会議の中で、

高齢者がこれまでの生活をどのように

送ってきたのかという視点も共有していきます。

高齢者が自分らしい生き方をできるよう

北区版地域包括ケアシステムの構築に向け

【次頁へ続く】

土屋 さとし

公 明

個 人

十 一

【前頁からつづく】

ご紹介の事例を参考にしつつ、
今後関係機関による多職種連携の
取り組みを支援してまいります。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

三 地域包括ケアシステムと診療報酬・介護報酬
改定について

(六) 地域ケア会議におけるケアプランの検証と
サービス内容の是正を促す取組みについて

【要旨】

訪問介護、居宅介護支援に上限がついた。

上限を上回る場合、区にケアプランを提出する
ことになっているが、人口規模の大きな北区の
地域ケア会議で、ケアプランの検証とサービス
内容の是正が可能なのか。

土屋 さとし

公明

個人

十一

三(六)

次に、地域ケア会議におけるケアプランの検証とサービス内容の是正を促す取組みについてです。

平成三十年度介護報酬改定に伴う制度改正において、生活援助中心型訪問介護の回数が、統計的に見て、通常のケアプランより一定程度多い場合、

ケアマネジャーがケアプランを区市町村に届け出るとともに、区市町村は、地域ケア会議の開催等によって、そのケアプランを検証することが義務付けられました。

この取組みは、介護保険利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等に寄与するものでありますが、

この取組みを進めていくためには、ケアプランを作成するケアマネジャーの理解と協力が不可欠であるとともに、地域ケア会議の運営方法などを検討する必要があると考えています。

【後頁へ続く】

土屋 さとし	公明	個人	十一
--------	----	----	----

【前頁から続く】

今後、国及び東京都から

具体的な実施手順等が示されることとなりますので、
ケアマネジャーや地域ケア会議の構成員など、
関係者との情報共有や一層の連携を図って、
取組みの着実な推進に努めてまいります。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

三 地域包括ケアシステムと診療報酬・介護報酬改定について

(七) 地域ケア会議が三年前の答弁のように機能しているのか

(代表質問答弁)

地域ケア会議は個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援等を行うとともに、民生委員や町会・自治会の方にも参加いただき、個別ケースの検討にとどまらず三層構造とし、事例の分析、地域課題の発見や共有、ネットワーク構築を行う

土屋 さとし	公明	個人	十一
--------	----	----	----

三(七)

次に、地域ケア会議についてです。

高齢者あんしんセンターごとに開催する

地域ケア個別会議は、ケアマネジメント支援と、

地域課題の発見を目的に、平成二十九年度は、

計三十三回開催しました。

王子、赤羽、滝野川それぞれの圏域では

地域包括ケア連絡会を開催し、

民生委員や町会・自治会の方にも参加いただき

グループワークを行う中で、地域での活動の共有、

ネットワークづくり、課題検討を行いました。

また、区全体の会議である

「おたがいさま地域創生会議」を二回開催し、

地域での活動報告、生活圏域で把握された課題を

共有し、活発な意見交換を行うことができました。

引き続き地域課題への取組、ネットワーク構築を

積極的に進めてまいります。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

三 地域包括ケアシステムと診療報酬・介護報酬改定について

(八) 生活支援体制整備事業について

【要旨】

この事業は、生活支援サービス提供者を養成するコ
ーデイネーターを配置する事業であり、平成二十八年
度には、各高齢者あんしんセンターに、生活支援コー
ディネーターが十七名配置されたが、生活支援サービ
ス提供者は、どのくらい輩出されたのか。

土屋 さとし

公 明

個 人

十一

三(八)

次に、生活支援体制整備事業についてです。

この事業は、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進することを目的に実施しています。

区では、区内十七か所の高齢者あんしんセンターに、各一名の生活支援コーディネーターを配置しており、本年度は、NPO、民間企業、ボランティアなど、多様な関係主体間との定期的な情報共有や連携・協働の取組みを推進する「協議体」を新たに設置し、地域に不足するサポートやサービスの掘り起こしを行うこととしています。

【後頁へ続く】

土屋 さとし

公 明

個 人

十 一

【前頁から続く】

なお、この事業は、開始から間もなく、

まだ緒に就いたばかりであるため、

区では、協議体の圏域ごとの開催などによる

生活支援・介護予防の体制整備を

優先して取り組むこととしており、ご指摘いただいた

「生活支援サービス提供者」の輩出にかかる

担い手養成については、

今後の検討課題とさせていただきます。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

三 地域包括ケアシステムと診療報酬・介護報酬改定について

(九) 介護予防・日常生活支援総合事業について

【要旨】

平成二十八年に、総合事業が開始され、給付事業の付け替えは、訪問型・通所型の事業化に留まり、多様な主体の参入が実現されていない状況である。新しい総合事業は、区が主体的に考え、地域で安心して暮らせることを目標とする政策であるため、区の考えを問う。

土屋 さとし	公 明	個 人	十 一
--------	-----	-----	-----

三（九）

次に、介護予防・日常生活支援総合事業です。

区では、総合事業の取り組みを推進しており、

昨年度からは、幅広い年齢層や多様な国籍の区民が、

生活援助員としてかかわる

「いきいき生活援助サービス」と

通所介護事業所などがかわる

「生活機能向上通所サービス」を実施しています。

今後も、これらの事業を着実に推進するとともに、

多様な主体による総合事業の取組みについて研究し、

高齢者が、住み慣れた北区で、

安心して暮らしていけるよう、

地域包括ケアシステムの実現にむけた

基盤整備に努めてまいります。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

四 障害者総合支援法の改正について

(一) 重度の障がい者への支援を可能とする
新たなグループホームについて

(二) 重度の障がい者を受け入れた場合の国と東京都
の加算について

【要旨】

障害者が安心して地域で生活できるよう、グループホーム等地域生活をする支援する仕組みの見直しが求められている。重度の障がい者への支援を可能とする新たなグループホームが創設されるが、区の見解を問う。また、従来のグループホームに重度の障がい者を受け入れた場合、国と東京都の加算があるのか。

土 屋 さとし

公 明

個 人

十 一

四(一)(二)

次に、障害者総合支援法の改正についてのご質問のうち、重度の障害者への支援を可能とする新たなグループホームについてお答えします。

平成三十年四月の

改正障害者総合支援法の施行により
手厚い世話人の配置と看護職員を配置した場合に
報酬を加算できる

「日中サービス支援型共同生活援助」が
創設されました。

これまで、重度の障害者を対象とした
グループホームは、
従来の人員配置基準では処遇が困難であり、
経営面からも整備が進まない状況でしたが、

(後頁に続く)

土 屋 さとし	公 明	個 人	十 一
---------	-----	-----	-----

(前頁から続く)

現在、整備を進めている

滝野川三丁目のグループホームにおいては、

新たな制度の積極的な活用を図ってまいります。

なお、従来のグループホームに

重度の障害者を受け入れた場合には、

夜勤職員の加配や看護職員の配置にかかる加算と、

精神障害者や強度行動障害者の地域移行にかかる

特別加算が新設されています。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

四 障害者総合支援法の改正について

(三) 自立生活援助のスタート時期・想定人数や区の支援について

【要 旨】

自立生活援助は、障がい者支援施設やグループホームを利用していただ障がい者で一人暮らしを希望する方に定期的に利用者の居宅を訪問し、利用者からの相談・要請にも随時対応するものであるが、スタート時期・想定人数と区はどのように支援するのか、お聞きしたい。

土 屋 さとし

公 明

個 人

十 一

四 (三)

次に、自立生活援助のスタート時期、想定人数と区の支援についてお答えいたします。

改正法施行により、障害者支援施設、グループホームや精神科病院等から一人暮らしを希望する障害者を支援する自立生活援助が新設されました。

理解力や生活力等に不安がある障害者に対し、日常生活での課題の抽出を行い、必要な助言や金銭管理、医療機関との連絡調整を行う経験豊富な地域生活支援員の育成が課題となっています。

区では、事業の早期実施に向け、今後、研修会や事業説明会の開催を通じ調整を図り、支援員の育成と

サービス事業者の確保に努めてまいります。

(後頁へ続く)

土屋 さとし

公 明

個 人

十 一

(前頁から続く)

自立生活援助利用者の想定人数につきましては、

第五期北区障害福祉計画において、

平成三十年度は、二十一人、

平成三十一年度は、三十七人、

平成三十二年度は、六十二人を見込んでいます。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

四 障害者総合支援法の改正について

(四) 就労定着支援について

【要 旨】

就労定着支援は、就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障がい者が環境変化で生活面の課題が生じた場合に、事業所・家族との連絡調整を一定期間行うものであるが、区の窓口・支援内容についてお聞きしたい。

土 屋 さとし

公 明

個 人

十一

四（四）

次に、就労定着支援についてお答えします。

新たに創設された就労定着支援は、

就労移行支援事業所、就労継続支援A型および

B型事業所の利用者が、一般就労へ移行した際に

当該事業所において、スタッフが当該利用者の

生活面の課題、企業や自宅、関係機関との

連絡調整を行うものです。

なお、就労移行支援事業所等への

通所にかんする区の相談窓口は、

王子と赤羽の障害相談係ですが、

就労移行支援事業所等を利用していない

一般就労を希望する障害者に対しては、

就労支援センター北となっています。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

四 障害者総合支援法の改正について

(五) 重度訪問介護の訪問先の拡大について

【要 旨】

障害支援区分六の方が医療機関に入院した場合、利用者を知りしヘルパーが利用者ごとに異なる介護方法について医療従事者に伝達し、適切な対応に繋げるものであるが、スタート時期、想定述べ人数についてお聞きしたい。

土 屋 さとし

公 明

個 人

十一

四（五）

次に、重度訪問介護の訪問先の拡大について
お答えいたします。

改正法の施行により

重度訪問介護の訪問先が拡大されました。

日常的に重度訪問介護を利用している

支援区分六の障害者が医療機関に入院した場合、

利用者の障害特性を熟知したヘルパーが

利用者ごとに異なるニーズを

医療従事者などに的確に伝達することにより、

重度訪問介護利用者の

安心な療養生活を確保することができます。

区では、法の施行に合わせて、

本年四月から実施しております。

（後頁に続く）

土 屋 さとし	公 明	個 人	十 一
---------	-----	-----	-----

(前頁から続く)

現時点では、利用者数の詳細の把握はできませんが、
本制度の対象となる

重度訪問介護を利用している支援区分六の障害者は、
二十八人となっています。

土屋 さとし

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

四 障害者総合支援法の改正について

(六) 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
について

【要 旨】

介護サービス利用が優先される六十五歳になるまで
五年以上障害福祉サービスを受けていた障がい者が介
護保険サービスを利用する場合、利用者負担の割を
償還する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介
護保険事業所に成り易くなるが、想定利用者数と想定
事業者所数をお聞きしたい。

土 屋 さとし

公 明

個 人

十一

四 (六)

次に、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用についてお答えします。

改正法の施行により、

六十五歳到達前の五年間にわたって

障害福祉サービスを利用していた

一定の障害者に対し、

介護保険サービスにかかる利用者負担を

軽減する制度が創設されました。

本制度の平成三十年度の対象者数は、

四十人程度を見込んでいます。

なお、障害福祉サービス事業所の

介護保険事業所への指定は、東京都が行うため、

現時点で、詳細の確認が出来ません。